

無線局の定期検査制度の見直し

～ 登録検査等事業者制度の導入 ～

(社) 全国船舶無線工事協会

平成 23 年 6 月 16 日、関東総合通信局において「無線局の定期検査制度の見直し」について説明会が開催されました。同説明会の配布資料及びその後の最新資料に基づいて（一部解説を加えながら）登録検査等事業者制度の概要を説明します。（関連記事：むせんこうじ 第 531 号 2011 年 1 月）

定期検査制度見直しの背景・経過

- 政府は、平成 22 年 10 月 13 日、無線局の定期検査制度の見直しに係る規定を整備する等の放送法等の一部を改正する法律案を第 176 回国会（臨時会）に提出しました。国会での審議の結果、平成 22 年 11 月 25 日に衆議院で可決、同年 11 月 26 日に参議院で可決され、同年 12 月 3 日に公布されました。無線局の定期検査制度の見直しに関する規定の施行は、公布の日から起算して 9 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 23 年政令第 180 号）とされており、関係省令及び告示が平成 23 年 6 月 29 日に公布され、同年 6 月 30 日に施行されました。
- 本制度改正は、平成 21 年 8 月 26 日の通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申において、「無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異常がなかった場合には省略できることとし、点検が適切に行われていることを確保するために必要な制度について検討する。」ことが指摘されたことを踏まえ、無線局の定期検査制度の見直しを行うものです。今回の制度改正により、免許人の負担軽減等が可能となり、無線局の定期検査をより柔軟に実施することができます。
- 定期検査の受検方法としては、①国の検査を受ける方法 ②点検の事業のみを行う登録検査等事業者による点検を受ける方法（検査の一部省略） ③検査を行う登録検査等事業者による点検と判定を受ける方法（定期検査の省略）の 3 種類になりました。

1. 無線局の定期検査制度の見直しに係る関係法令の改正

電波法第 73 条第 3 項において、「総務大臣が通知した期日の 1 か月前までに、登録検査等事業者が検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数、その時計及び書類が法令にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があった際は、検査を省略することができる」ことが規定されるとともに、電波法第 24 条の 2 から第 24 条の 13 等が改正され、登録検査等事業者の登録等に関する規定が追加されました。

省令では、従来の「登録点検事業者等規則」に登録検査等事業者の登録及び検査の実施に関する規定等が追加され、題名が「登録検査等事業者等規則」に変更されるとともに、「電波法施行規則」に検査実施報告書の様式等に関する規定が追加されています。

なお、登録検査等事業者による新設検査、変更検査及び定期検査の点検を行う制度もこれまでと同様

活用することが可能です（法第10条第2項、第18条第2項、第73条第4項）。また、今回の制度改正に合わせて、登録検査等事業者による点検が可能な無線局の対象範囲が拡大されました。

2. 登録検査等事業者による「検査」・「点検」

登録検査等事業者による「検査」・「点検」が可能な無線局検査の内容は以下のとおりです。

※注：登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）は、点検のみ実施可能です。

検査と点検の別	新設検査	変更検査	定期検査
検査	—	—	○※注
点検	○	○	○

3. 検査と点検

検査と点検の概念の整理は、以下のとおりです。

「検査」には、測定器を利用して電気的特性等の確認、無線設備等の対比照合、無線従事者の員数及び選（解）任の有無の確認、国籍証書及び検査証書の確認を行う「点検」部分と、点検の結果が法令の規定に適合しているか確認を行う「判定」部分からなります。

検査	点検
「点検」＋「判定」	「点検」

4. 登録検査等事業者の登録（法第24条の2第1項、登録検査等規則第2条第1項）

電波法の改正前、無線局の点検の事業を行う者は、登録点検事業者と登録外国点検事業者の2種類でしたが、改正後は、これに検査の事業を行うことができる「登録検査等事業者」が加わりました。登録検査等事業者は、無線局の定期検査に係る「検査」、新設検査、変更検査及び定期検査に係る「点検」を行うことができます。なお、今回の制度改正により、法令上の名称が「登録点検事業者」から「登録検査等事業者」に変更されました。

※この説明資料では、わかりやすさを優先するため、以下のとおり「登録検査事業者」と「登録点検事業者」を定義し、同名称にて説明を行います。

- (1) 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。
- (2) 登録検査等事業者と事業の内容

登録検査等事業者の別	検査	点検
登録検査事業者（登録検査等事業者であって、検査と点検の事業を行う者。以下「登録検査事業者」という。）	○	○
登録点検事業者（登録検査等事業者であって、点検の事業のみを行う者に限る。以下「登録点検事業者」という。） （この法律の施行の際に既に登録点検事業者の登録を受けている者は、施行日に点検の事業のみを行う登録検査等事業者とみなされます。）	—	○

5. 判定員・点検員

登録検査事業者が検査（点検である部分を除く。）を行う場合は、法別表第四に掲げる条件に該当する「判定員」が検査（点検である部分を除く。）を行うことが必要です。なお、判定員は、業務実施方法書に点検員として記載されることで、点検員を兼務することができます。

(1) 判定員（法第 24 条の 2 第 4 項第 3 号）

業務：検査（点検である部分を除く。）を行う者（登録検査等規則第 2 条第 2 項第 1 号ト）

資格：法別表第四に掲げる条件

(2) 点検員（法第 24 条の 2 第 4 項第 1 号）

業務：点検を行う者（登録検査等規則第 2 条第 2 項第 1 号ニ）

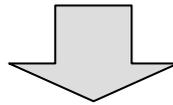
資格：法別表第一に掲げる条件

登録検査事業者	登録点検事業者
「判定員」 + 「点検員」	「点検員」

「検査」・「点検」の対象となる無線局

旧・登録点検事業者制度

区別	対象無線局	イメージ（着色部分が対象無線局）
点検	国が開設するもの以外のもの （登録点検規則第 9 条第 3 項）	国が開設する無線局 無線局 人の生命又は身体の安全の確保のために その適正な運用の確保が必要な無線局



新・登録検査等事業者制度

区別	対象無線局	イメージ（着色部分が対象無線局）
検査	人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの以外のもの（法第 73 条第 3 項、登録検査等規則第 15 条） 対象外無線局は警察用、消防用、海上保安用、防衛用、防災行政用無線局など <u>海上関係では、船舶局のうち、用途コードが「PSG(旅客船)」又は「PCS(貨客船)」のものが対象外です。</u>	国が開設する無線局 無線局 人の生命又は身体の安全の確保のために その適正な運用の確保が必要な無線局
点検	国が開設するもの（登録検査等規則第 15 条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）以外のもの（登録検査等規則第 19 条第 3 項） <u>国が開設する無線局のうち、検査事業者による検査が可能な無線局については、点検事業者による点検が可能となった。</u>	国が開設する無線局 無線局 人の生命又は身体の安全の確保のために その適正な運用の確保が必要な無線局

6. 登録検査等事業者の登録の申請

(1) 登録を受けようとする者は、以下の申請書（登録検査等規則別表第1号）を総務大臣に提出する。

（法第24条の2第2項）

- ① 名称、住所、代表者の氏名等
- ② 事務所の名称及び所在地
- ③ 点検に用いる測定器の概要
- ④ 点検の事業のみを行う者にあつてはその旨

(2) 申請書には、業務実施方法書その他総務省令で定める書類を添付する。（法第24条の2第3項）

※点検の事業のみを行う者にあつては、①、③、⑨のみ添付

- ① 業務実施方法書の記載内容（登録検査等規則第2条第2項）
- ② 判定員が法別表第四に該当する者であることの証明書（登録検査等規則第2条第4項）
- ③ 点検員が法別表第一に該当する者であることの証明書（登録検査等規則第2条第4項）
- ④ 定款の謄本（登録検査等規則第2条第5項）（申請者が法人である場合）
- ⑤ 登記事項証明書（登録検査等規則第2条第5項）（申請者が法人である場合）
- ⑥ 役員の氏名・過去2年間の経歴を記載した書類（登録検査等規則第2条第5項、別表第2号）
（申請者が法人である場合）
- ⑦ 氏名、住所及び生年月日を証する書類（申請者が個人である場合）
- ⑧ 個人の氏名・過去2年間の経歴を記載した書類（登録検査等規則第2条第5項、別表第2号）
（申請者が個人である場合）
- ⑨ 欠格事由に該当しないことを示す誓約書（登録検査等規則第2条第5項、別表第3号）

(3) 登録要件（法第24条の2第4項）

※点検の事業のみを行う者にあつては、①、②、④のみ添付

- ① 法別表第一に掲げる知識経験を有する者が点検を行うものであること（点検員）
- ② 較正を受けた測定器等を使用して無線設備の点検を行うこと
- ③ 法別表第四に掲げる知識経験を有する者が検査（点検である部分を除く。）を行うこと
- ④ 業務の実施の方法が定められていること

(4) 欠格事由（法第24条の2第5項）

- ① 電波法の違反者で2年を経過しない者
- ② 登録検査等事業者の登録取消処分を受けて2年を経過しない者
- ③ 法人であつて役員に①・②に該当する者がいる場合

7. 登録の更新

(1) 登録検査事業者の登録

5年以上10年以内において政令で定める期間（電波法施行令において、更新期限を5年と規定。）ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。（法第24条の2の2）

(2) 登録の更新の申請期間

登録の有効期間満了前3カ月以上、6カ月を超えない期間（登録検査等規則第3条）

(3) 登録更新手数料

13,400円（電子申請による場合は、13,300円）（電波法関係手数料令）

8. 登録簿（法第 24 条の 3）

総務大臣は、登録を受けた者（登録検査等事業者等）を登録検査等事業者登録簿に登録。

9. 登録証（法第 24 条の 4、登録検査等規則第 4 条、第 10 条）

登録検査事業者の登録証には、新たに登録の有効期限が、点検の事業のみを行う者（登録点検事業者）にあつては、その旨が新たに記載されます。（登録証の様式：登録検査等規則 別表第 4 号）

- ・ 総務大臣は、登録又はその更新をしたときは、「登録証」を交付。
- ・ 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示。
- ・ 点検の事業のみを行う者（登録点検事業者）にあつては、その旨が登録証に記載。

（この法律の施行の際に既に登録点検事業者として登録を受けている者は、施行日（6 月 30 日）に点検の事業のみを行う登録検査等事業者として登録を受けた者とみなされます。登録番号に変更はなく、現在交付されている登録証はそのまま有効ですので、事業所の見やすい場所に掲示しておく必要はありません。）

10. 変更の届出（法第 24 条の 5、登録検査等規則第 5 条）

- ・ 氏名、住所等に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に届出（法第 24 条の 5 第 1 項）
- ・ 前述の届出違反は、業務停止命令又は登録の取消し（法第 24 条の 10 第 2 号）
- ・ 前述の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の過料（法第 116 条第 4 号）
- ・ 業務実施方法書の記載事項を変更しようとするときは、事前に総合通信局長に届出（登録検査等規則第 5 条第 3 項）※なお、届出された業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行った場合は、業務改善命令等を受けることがあります。

11. 承継の届出（法第 24 条の 6、登録検査等規則第 7 条）

- ・ 事業の全部の譲渡、相続、合併若しくは分割は、登録検査等事業者の地位を承継
- ・ 登録検査等事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、総務大臣に届出
- ・ 前述の届出違反は、業務停止命令又は登録の取消し（法第 24 条の 10 第 2 号）
- ・ 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の過料（法第 116 条第 5 号）
- ・ 届出の際は、届出書に承継の事実を証する書面及び誓約書を添えて提出（登録検査等規則第 7 条第 1 項）

12. 廃止の届出（法第 24 条の 9、登録検査等規則第 8 条）

- ・ 登録検査等事業者は、事業を廃止したときは、総務大臣に届出
- ・ 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の過料（法第 116 条第 6 号）。

13. 検査の実施項目等（登録検査等規則第 16 条、第 17 条）

- (1) 検査の実施項目は、「登録検査等規則 別表第 5 号」のとおり。
- (2) 登録検査事業者は、業務実施方法書に従って適切に検査を実施。
- (3) 検査の実施方法等については、総務大臣が告示（平成 23 年総務省告示第 278 号）する方法によること。

14. 検査結果証明書の交付（登録検査等規則第 18 条）

検査を実施したときは、「登録検査等規則 別表第 6 号」に定める検査結果証明書を検査を依頼した者

に交付しなければなりません。

15. 点検の実施項目等（登録検査等規則第19条、第20条）

- (1) 点検の実施項目は、「登録検査等規則 別表第7号」のとおり。
- (2) 登録検査等事業者等は、業務実施方法書に従って適切に点検を実施。
- (3) 点検の実施方法等については総務大臣が告示（平成23年総務省告示第279号）することによる。
（平成9年郵政省告示第666号は、平成23年6月29日限り廃止する。）
- (4) 登録検査等事業者等が点検を行うことができる無線局は、国が開設するもの（登録検査等規則第15条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）以外のものとする。

16. 点検結果通知書の通知（登録検査等規則第21条）

点検（のみ）を実施したときは、「登録検査等規則別表第8号」に定める点検結果通知書により点検を依頼した者に通知しなければなりません。

17. 帳簿等（登録検査等規則第22条）

登録検査等事業者は、検査又は点検の業務に関する帳簿等を検査又は点検を行う事業所に備付け、帳簿の使用を終わった日等から6年間保存しなければなりません。検査を行った場合は、検査結果証明書の写しも保存することが規定されています。

18. 適合命令等（法第24条の7）

従来の登録要件への適合を命ずる適合命令（法第24条の7第1項）に加え、業務実施方法書によらないで業務を行った場合の業務改善命令の規定が新たに追加（法第24条の7第2項）されました。

- (1) 総務大臣は、登録検査等事業者が登録要件に適合しなくなったと認めるときは、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。（適合命令）
- (2) 総務大臣は、業務の実施の方法によらないで検査又は点検の業務を行っているとき、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（業務改善命令）

19. 立入検査及び報告徴収（法第24条の8）

総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、報告徴収、立入検査を実施することができる旨が規定されています。

立入検査は、登録検査等事業者の業務の不適切な実施に関する疑い又は外部からの情報があった場合にその事実関係を確認する場合に実施するほか、不正等の疑い等がない場合でも登録に係る業務が法令の規定に基づき適正に実施されているか確認するために実施することがあります。

20. 登録の取消し、業務停止命令（法第24条の10）

従来の登録の取り消しに加え、新たに期間を定めて業務の停止を命ずる業務停止命令の規定が追加されました。

総務大臣は、次の場合には、登録を取り消し、又は期間を定めて検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 登録検査等事業者が欠格事由に該当した場合
- (2) 変更又は承継の届出義務に違反した場合

- (3) 総務大臣の適合命令又は業務改善命令に違反した場合
- (4) 点検の結果を偽って通知した場合、又は証明書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行ったとき
- (6) 不正な手段で登録検査等事業者の登録又はその更新を受けた場合

2 1. 登録の抹消（法第 24 条の 11）

登録が抹消される規定に登録の更新を受けなかった場合が追加されました。

登録の更新を受けなかったとき、廃止の届出をしたとき、又は登録を取り消されたときは、その登録を抹消。

2 2. 登録証の返納（法第 24 条の 12）

登録証の返納の規定に「登録の更新を受けなかったとき」が追加されました。

- ・ 登録の更新を受けなかったとき、廃止の届出をしたとき、又は登録を取り消されたときは、その登録証を返納。
- ・ 登録証を返納しない者は、30 万円以下の過料（法第 116 条第 7 号）。

2 3. 外国点検事業者の登録等（法第 24 条の 13）

登録外国点検事業者については、従来どおり点検の事業のみを行うことができます。

外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、は、総務大臣の登録を受けることができます。

外国点検事業者制度については、現行制度を維持し、点検の事業のみを実施することができます。

2 4. 証明書の虚偽記載に係る罰則（法第 111 条第 2 項、第 114 条）

証明書の虚偽記載に係る刑罰規定が新たに追加されました。

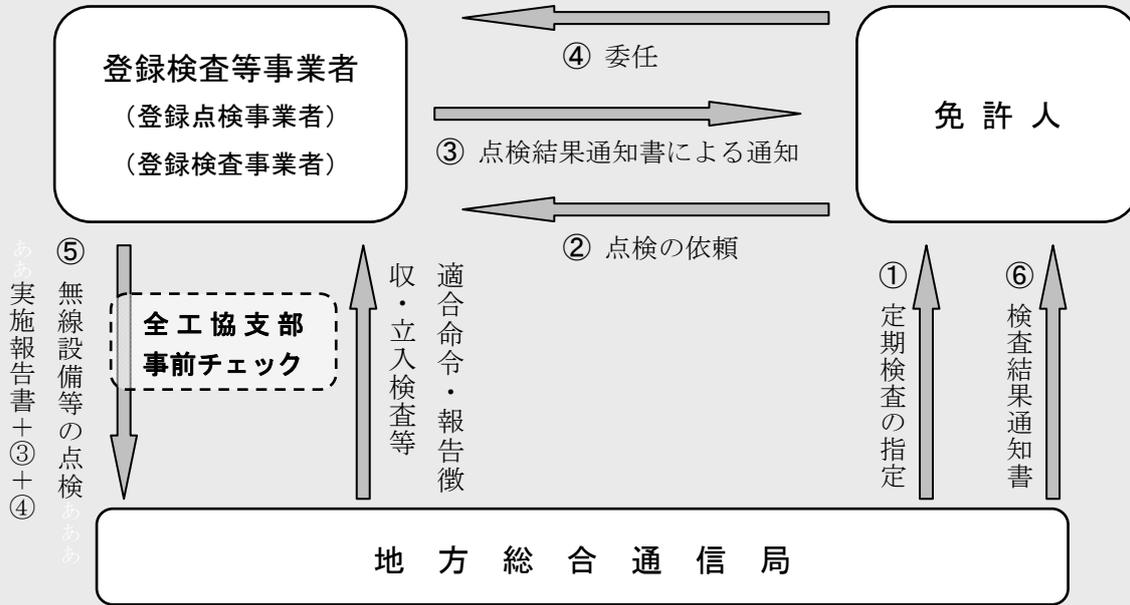
- ・ 第 73 条第 3 項に規定する証明書に虚偽の記載をした者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する（法第 111 条第 2 項）。
- ・ 第 111 条の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する（法第 114 条）。

2 5. 経過措置

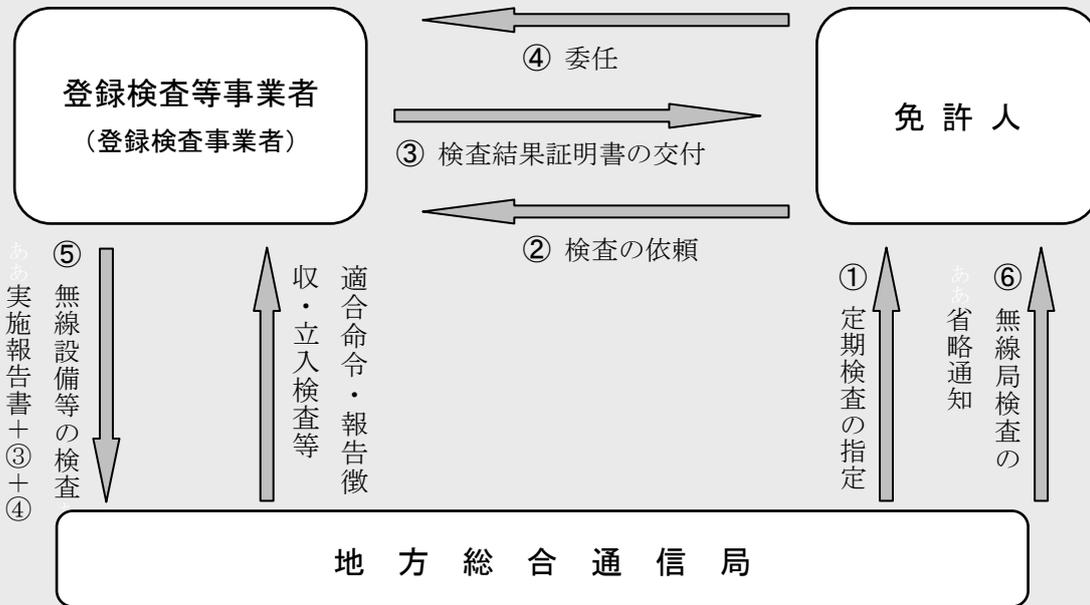
経過措置として、放送法等の一部を改正する法律の施行の際に既に登録点検事業者として登録を受けている者は、施行日に登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）として登録を受けた者とみなされます。

登録検査等事業者制度を活用した無線局の定期検査の流れ

1. 点検のみの事業を行う登録検査等事業者



2. 検査（点検+判定）の事業を行う登録検査等事業者（登録検査事業者）



※登録検査事業者は、検査（点検+判定）の業務に加え「点検のみの事業」を行うことが可能です。

※点検実施報告書又は検査実施報告書の提出は免許人に課せられていますが、免許人から委託を受けて第三者が代行できます。